

指定障害福祉サービス事業所等の指導・監査結果（令和6年度実績）

1 指導監査の実施方針

(1) 県では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第11条第2項、児童福祉法第21条の5の22の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業所等への運営指導を実施しています。運営指導は、条例（省令）等の基準への適合状況を確認するとともに、自立支援給付対象サービス、障害児通所支援給付対象サービス等の内容及び自立支援給付、障害児通所支援給付等に係る費用の請求等の適正化を推進することを目的として、概ね3年に1度実施しています。

(2) 運営指導の結果、条例（省令）等に適合しない場合などは、文書又は口頭による指導を実施し、文書による指導を実施した場合は、是正改善の報告を求めます。

評価	内容
<p>（文書指導相当） 是正の上、改善の報告を 求める事項 　　《講評対象》</p>	<p>① 社会福祉法をはじめ各種法令等に違反・抵触している場合 ② 条例（省令）等の基準及び通知等に違反・抵触している場合 ③ 定款その他規則等に重大な違反・不備がある場合 ④ 利用者保護の観点から遵守すべき手続を実施していない場合 ⑤ 利用者支援に対して人権侵害等不適切な処遇が行われていた場合 ⑥ 防災体制・衛生管理体制が不適切であり、利用者の安全の確保に問題が 生ずる恐れがある場合 ⑦ 経理処理の誤りなどで、金銭上の是正措置が必要な場合 ⑧ 報酬告示及び留意事項通知等に抵触し、不適切な報酬請求が行われてい る場合 ⑨ 過去の指導等で継続的に指導してきたにもかかわらず、改善が見られな い場合 ⑩ その他適正な運営に重大な影響を及ぼす恐れがある場合</p>
<p>（口頭指導相当） 是正又は改善を指導する 事項 　　《講評対象》</p>	<p>① 各種法令、条例（省令）等の基準、各種通知等に抵触しているものの、直ち に改善が見込まれ、現に運営上重大な支障を来たしていない場合 ② 条例（省令）等の基準上努力規定であるものの、運営上実施することが適 切であると思料される事項を履行していない場合 ③ その他不備・不適正が比較的軽微であり、自主的な是正措置が見込まれ る場合</p>
<p>（助言相当） 適正な運営を図るための 助言 　　《講評対象外》</p>	<p>① 上記を除く軽微な事項 ② 今後の運営上改善が望ましい事項 　　（講評対象外）</p>

(3) 自立支援給付対象サービス、障害児通所支援給付対象サービス等の内容等について、障害者総合支援法第49条及び第50条等、児童福祉法第21条の5の23、第21条の5の24等に定める行政上の措置に該当する内容であると認められる場合（管理者又は従業者が利用者に対して虐待を行ったことを疑うに足りる相当の理由がある場合を含む）、または自立支援給付及び障害児通所支援給付等にかかる費用の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合には、障害者総合支援法第48条及び第51条の27、児童福祉法第21条の5の22等に基づく「監査」を実施します。

監査の結果、軽微な改善を要する場合は文書による指導に留めますが、違反が重大な場合には、障害者総合支援法第49条及び第51条の28、児童福祉法第21条の5の23等に基づく「勧告」、「命

令」により履行を求めるとともに、条例（省令）で定める基準を満たすことができなくなったときは、障害者総合支援法第50条及び第51条の29、児童福祉法第21条の5の24等に基づく「指定の取消し」、「指定の全部若しくは一部の効力停止」を行うことになります。命令又は指定の取消し等に伴い返還金が生じる場合は、障害者総合支援法第8条及び児童福祉法第57条の2に基づき、返還金と加算金（返還金の40／100）の返還を命じます。

また、「運営指導中に著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合」や「自立支援給付に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合」には、運営指導を中止し、直ちに監査に切り替えることもあります。

勧告

指定基準に違反する事実が確認された場合

命令

正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかったとき

指定の取消し等

指定等の基準に違反する事実等の内容が、障害者総合支援法第50条第1項各号、同条第3項で準用する同条第1項各号、第51条の29第1項各号、児童福祉法第21条の5の24各号等のいずれかに該当する場合

2 令和6年度指定障害福祉サービス事業者等に係る運営指導件数について

《指定障害福祉サービス事業所等運営指導件数》

	居宅介護	重度訪問	同行援護	行動援護	療養介護	生活介護	短期入所	障害者支援施設	自立訓練	就労移行	就労A	就労B	就労定着支援	自立生活援助	G H	地域移行	地域定着	合計
事業所数	123	107	22	16	4	121	84	40	15	13	32	153	8	10	102	48	48	946
実施数	29	21	8	3	1	34	21	20	2	3	11	59	3	3	21	11	11	261
実施率	24%	20%	36%	19%	25%	28%	25%	50%	13%	23%	34%	39%	38%	30%	21%	23%	23%	28%

※施設・事業所数は令和6年3月31日現在であること

《指定障害児入所施設等運営指導件数》

	児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援	福祉型障害児入所	医療型障害児入所	合計
事業所数	57	102	1	23	4	3	190
実施数	12	22	0	4	3	0	41
実施率	21%	22%	0%	17%	75%	0%	22%

※施設・事業所数は令和6年3月31日現在であること

3 令和6年度指定障害福祉サービス事業者等に係る指摘事項について

令和6年度における主な指摘事項は、以下のとおりです。

指摘の内容	割合
① 各種加算・減算	21.4%
② 内容及び手続の説明及び同意	14.7%
③ 業務継続計画の策定等	8.1%
④ 運営規程	6.4%
⑤ 計画(台帳)の作成(書類の交付)	6.0%

指摘の内容	割合
⑥ 変更の届出等	3.9%
⑦ 記録の整備	3.1%
⑧ サービス提供(児童発達支援管理)責任者の責務	2.5%
⑨ 身体拘束等の禁止	2.3%
⑩ サービスの提供の記録	2.1%

【主な指摘事項】

各種加算 (21.4%)

(指摘事例①)

情報公表対象サービス等情報に係る報告が行われておらず、減算の対象となることから、令和6年〇月から〇月までの間にサービス提供を行った月について、全利用者について減算し、給付費の返還手続きを行うこと。

【解説】

情報公表対象サービス等情報に係る報告が適切に行われていない場合には、報告を行っていない事実が生じた翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとなります。

(指摘事例②)

福祉専門職員配置等加算について、同加算（Ⅲ）を算定しているが、職員採用により人員配置に変動が生じ、算定要件を満たしていない月があることから、報酬算定要件等を確認し、適正な運営に努めるとともに、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間について自主点検の上、算定要件を満たしていないことが確認された場合は返還手続きを行うこと。

【解説】

当該加算については、職員の状況により変動するため、職員の状況に変更があった場合は届出された加算に影響がないかをその都度確認し、報酬の返還が生じる場合には、返還処理をしてください。

内容及び手続の説明及び同意 (14.7%)

(指摘事例)

- 重要事項説明書等に必要な事項（事故発生時の対応や第三者評価の実施状況等）が記載されていない（又は現状と整合していない。）ことから、是正すること。
- 重要事項説明書及び契約書について、事業所の概要及びサービス利用料金等に変更が生じた際、書面により同意を得ていないことから整理すること。

【解説】

事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該事業所の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、利用者の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所からサービスの提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならないとされています。

業務継続計画の策定等 (8.1%)

(指摘事例)

今年度中に業務継続計画を策定し、従業者に対し周知するとともに、毎年度（今年度を含む。）必要な研修及び訓練を実施すること。

【解説】

事業者は、感染症や非常災害の発生時において利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるとともに、従業者に対し業務継続計画を周知し、必要な研修及び訓練を実施しなければなりません。

また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこととされています。

運営規程 (6.4%)

(指摘事例)

- ・ 運営規程と重要事項説明書の内容に相違がある。
- ・ 運営規程に規定されている職員の員数が実態と異なる。
- ・ 運営規定に「虐待の防止のための措置に関する事項」がない。

【解説】

- ・ 重要事項説明書の内容は、事業の運営に係る重要事項を規定した運営規程の内容と整合するものでなければなりません。営業日時や従業者の勤務体制等が変更となったときは、速やかに実態に合わせて重要事項説明書及び運営規程を改正してください。
- ・ なお、運営規程の変更は県（広域振興局の保健福祉環境部等）への変更届出事項であるため、変更した日から 10 日以内に届出が必要となります。

計画（台帳）の作成（書類の交付） (6.0%)

（指摘事例）

- ・ 居宅介護計画を作成、変更した際に、相談支援事業所に対し交付を行っていない。（居宅介護）
- ・ 個別支援計画の変更について、計画の変更に係るモニタリング、会議の実施等の記録が確認できなかったことから、サービス管理責任者は、モニタリングの実施、会議の開催、利用者及び家族へ説明など必要な手続きを行うとともに、その記録を整備すること。また、個別支援計画を変更した場合は、計画の原案の内容を利用者及び家族に対して説明し、文書で同意を得るとともに、利用者及び相談支援事業者等に交付すること。（就労継続支援 B型）

【解説】

- ・ 居宅介護等におけるサービス提供責任者は、利用者等の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえた居宅介護計画を作成・変更したときは、利用者等にその内容を説明するとともに、利用者等や指定特定相談支援事業者等に交付しなければなりません。
- ・ 就労継続支援 B型のサービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、個別支援計画の実施状況の把握を行うとともに、少なくとも 6 か月に 1 回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うこととされています。この場合、作成時と同様に利用者等への説明や利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付しなければなりません。

変更の届出等 (3.9%)

(指摘事例)

- ・ サービス管理責任者が変更になっているが変更届が提出されていない。
- ・ 法令遵守責任者について、業務管理体制に係る変更の届出がなされていない。

【解説】

○ 指定内容に係る変更届について

変更届事項に該当する変更が生じた場合には、原則として変更のあった日から起算して 10 日以内に県（広域振興局の保健福祉環境部等）に変更届出書を提出する必要があります。

〔変更届項目〕※居宅介護にかかる規定を引用

- ・ 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地
- ・ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- ・ 申請者の登記事項証明書又は条例等
- ・ 事業所の平面図
- ・ 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- ・ 運営規程

○ 業務管理体制に係る変更届について

平成 24 年 4 月から、指定障害福祉サービス事業者等は、法令遵守等の業務管理体制の整備とその届出が義務付けられました。事業所名、所在地等を変更した場合は、変更の届出を行うこととなります。

〔変更届項目〕※障害者総合支援法に基づくものから引用

- ・ 法人の種別、名称
- ・ 主たる事業所の所在地
- ・ 代表者の氏名、生年月日
- ・ 代表者の住所、職名
- ・ 法令遵守責任者の氏名及び生年月日
- ・ 業務が法令に適合することを確保するための規定の概要
- ・ 業務執行の状況の監査の方法の概要

※ ただし、事業所等の数に変更が生じても整備する業務管理体制が変更されない場合や、法令遵守規程の字句の修正など業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更の場合は、変更の届出の必要はありません。

記録の整備 (3.1%)

(指摘事例)

- ・ 利用者支援に係るケア会議の記録が整備されていない。
- ・ 勤務状況について確認できる書類（出勤簿等）が整備されていない。

【解説】

サービスの提供記録、計画や身体拘束等の記録、苦情の内容等に係る記録、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録、市町村への通知に係る記録については、サービスを提供した日から5年間保存しておかなければならぬとされています。

サービス提供(児童発達支援管理)責任者の責務 (2.5%)

(指摘事例)

居宅介護計画の作成について、サービス提供責任者以外の者が行っているが、基準では当該計画の作成に関する業務はサービス提供責任者が担当することとされていることから、その役割や責務、業務の内容を確認のうえ、サービス提供責任者が当該計画の作成者である旨を計画書等に明示すること。（居宅介護）

【解説】

居宅介護事業所のサービス提供責任者については、居宅介護計画の作成に係る業務のほか、指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、就業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとされています。

身体拘束等の禁止 (2.3%)

(指摘事例)

身体拘束等の適正化を図るための以下の取組が行われていないことから、必要な措置を講じること。

- ・ 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会が設置されていないことから、これを設置するとともに、同委員会を開催し、その結果を従業者に周知徹底すること。
- ・ 身体拘束等の適正化のための指針が整備されていないことから、これを整備すること。
- ・ 従業者に対する身体拘束の適正化のための研修が実施されていないことから、これを実施すること。

【解説】

事業者は身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、従業者にその結果を周知徹底しなければなりません。

また、身体拘束等の適正化のための指針を整備するとともに、身体拘束の適正化のための研修を定期的に実施しなければなりません。

サービスの提供の記録 (2.1%)

(指摘事例)

サービス提供の記録について、内容及びその他必要な事項の記録を整備すること。

【解説】

事業者は、サービスを提供した際には、サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービス提供の都度、記録しなければならず、記録に際しては、支給決定障害者等からサービスを提供したことについて確認を受けなければなりません。

－主要根拠法令等－

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）
- ・ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- ・ 児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）
- ・ 社会福祉法（昭和 26 年法律 45 号）
- ・ 社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 172 号）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 27 号）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 19 年 1 月 26 日障発第 0126001 号）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 21 号）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号）
- ・ 社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例（平成 30 年岩手県条例第 62 号）など

※ 上記法令等を資料中で引用するに当たっては、理解に資するため、意味内容に影響を生じない範囲で文言を変更している場合があります。